（共用部分の共有関係）

第 11 条　共用部分は、区分所有者全員の共有に属する。

②　前項の規定は、規約で別段の定めをすることを妨げない。ただし、第 27 条第 1 項の場合を除いて、区分所有者以外の者を共用部分の所有者と定めることはできない。

（管理所有者の権限）

第 20 条　第 11 条第 2 項の規定により規約で共用部分の所有者と定められた区分所有者は、区分所有者全員のためにその共用部分を管理する義務を負う。

②　前項の共用部分の所有者は、第 17 条第 1 項に規定する共用部分の変更をすることができない。

（管理所有）

第 27 条　管理者は、規約に特別の定めがあるときは、共用部分を所有することができる。

②　第 20 条の規定は、前項の場合に準用する。

複製・頒布を禁じます　http://shibuyakai.com/

≪出例1≫H17

共用部分であっても、規約で定めることにより、特定の区分所有者の所有とすることができる。

正しい　区分所有法 11 条 2 項(管理所有)。

≪出例2≫　H28

管理者は、規約に特別の定めがあるときは、共用部分を所有することができる。

正しい

【宅建動画の渋谷会】
http://shibuyakai.com/

★渋谷会　管業通信講座★
管理業務主任者試験合格対策
「平成 28 年版　管業基幹講座」
――宅建学習者向けにインプット時間をとにかく短縮！
全 19 回　18 時間 49 分 22 秒
――佐伯竜講師――
http://shibuyakai.com/kangyo/dvd01.html

複製・頒布を禁じます　http://shibuyakai.com/